

公文書の開示を求められた方へ

八百津町

- 1 公文書の開示の請求があった日から起算して15日以内に、請求された公文書の開示をするかどうかの決定を行い、通知書をお送りいたします。
なお、通知書の到着は、決定後2～3日かかると思われますので、ご了承ください。
- 2 やむを得ない理由により決定を延期することがあります。この場合もその旨を文書で通知いたします。
- 3 請求の受付後に記入漏れなど請求の形式的要件の不備が判明し必要な補正がなされなかったときは、請求が却下される場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- 4 開示する場合は、開示の日時及び場所等を「公文書開示決定通知書」又は「公文書部分開示決定通知書」で通知いたします。
- 5 請求した公文書の写しを希望する場合は、別に定める費用を負担していただきます。
さらに、写しの送付を希望する場合は、郵送料金等についても負担していただきます。
- 6 開示された情報は、条例の目的に即して適正に使用してください。

公文書開示請求日	年 月 日
八百津町情報公開担当窓口 総務課 企画行政係 電話 (0574)43-2111	